

厚木市ふれあいプラザ再整備事業

要求水準書に関する質問

| No. | 書類名   | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 |    |   | 項目名                | 質問                                                                                                                          | 回答                                                                                                                                               |
|-----|-------|---|-----|-----|-----|----|---|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 要求水準書 | 2 | 第1  | 5   |     |    |   | 事業期間／施設整備期間        | 施設整備期間を短縮することが出来る場合には、開業準備期間1ヶ月設けたうえで、その後の短縮期間分を前倒したプレオープン期間（無料）の事業提案することは、可能でしょうか。                                         | 施設整備期間を短縮した上で、短縮期間分を前倒しでプレオープン期間（無料）とすることは、次を満たした上で可とします。<br>・事業終了時期は変更しない。<br>・施設の引き渡しはプレオープン前とする。<br>・サービス対価の支払いは入札説明書のとおりとし、プレオープンに伴う増額は行わない。 |
| 2   | 要求水準書 | 3 | 第1  | 6   | (3) | イウ |   | 創意工夫の発揮について        | 本事業の創意工夫の発揮で送迎バスなどの提案を行うことは可能でしょうか。可能な場合は、運営業務における業務区分をどの区分とすれば宜しいでしょうか。また、送迎バスの対象者が自主事業（水泳教室等）利用者の場合と個人利用者等の場合についてもご教授下さい。 | 送迎バスの提案は可能です。自主事業利用者の場合、個人利用者の場合ともに自主事業の範囲としてください。                                                                                               |
| 3   | 要求水準書 | 3 | 第1  | 7   | (1) | キ  | ー | 工事監理業務             | 新築工事監理業務は常駐ではなく重点監理と考えますが、よろしいでしょうか。                                                                                        | 御理解のとおりです。                                                                                                                                       |
| 4   | 要求水準書 | 3 | 第1  | 7   | (1) | キ  | ー | 工事監理業務             | 解体工事の監理業務も含まれると考えてよろしいでしょうか。その場合、常駐ではなく重点監理と考えますが、よろしかったでしょうか。                                                              | 御理解のとおりです。                                                                                                                                       |
| 5   | 要求水準書 | 9 | 第2  | 1   | (5) | ア  | ー | 監理技術者、主任技術者及び現場代理人 | 監理技術者を頂点とし…主任技術者を配置する事。と記載がありますが、有資格者は監理技術者のみと考えてよろしいでしょうか。また、その際の資格条件等ご教示ください。                                             | 建設業法に従ってください。                                                                                                                                    |

# 要求水準書に関する質問

| No. | 書類名   | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目 |   |  | 項目名                | 質問                                                                                                                                                                                   | 回答                                                                                                                                           |
|-----|-------|----|-----|-----|-----|---|--|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6   | 要求水準書 | 9  | 第2  | 1   | (5) | イ |  | 監理技術者、主任技術者及び現場代理人 | 建設工事業務において主任技術者（業務責任者）及び現場代理人の現場の常駐が記載ありますが、既存施設の解体業務については常駐は必要ないと考えて宜しいでしょうか。                                                                                                       | 厚木市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和措置に従ってください。<br>【2件まで兼任できる対象工事】<br>建築一式工事 請負金額7,000万円未満<br>建築一式工事以外 請負金額3,500万円未満                                      |
| 7   | 要求水準書 | 10 | 第2  | 1   | (7) | ウ |  | 火災保険               | 事業者側で火災保険に加入することになっていますが、本事業はBTO方式となるため、施設を所有しない事業者が加入する必要はあるのでしょうか。                                                                                                                 | 保険の付保は、事業者の契約上の義務としています。<br>原案のとおりとします。                                                                                                      |
| 8   | 要求水準書 | 12 | 第2  | 2   | (2) |   |  | 周辺インフラ状況／余熱配管工事    | 令和7年度の新ごみ中間処理施設建設にともなう配管工事費用は、基本的に全て貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。<br>ただし、敷地北東側取り合い口より本施設までの配管については、事業者の業務範囲となっていますので、この費用は提案時の建設費に見込むということでしょうか。<br>その他、様々な配管敷き替え作業が発生するため、その業務分担の詳細をお示しく下さい。 | 前段については新ごみ中間処理施設より敷地北東側に設置する取り合い口までの配管は市負担にて行います。<br>後段については事業地内に設置する取り合い口の設置並びに切り替えに伴う敷地内の全ての工事は事業者負担となります。                                 |
| 9   | 要求水準書 | 12 | 第2  | 2   | (2) |   |  | 周辺インフラ状況／余熱配管工事    | 貴市が実施する新ごみ中間処理施設建設にともなう配管工事が万が一遅延した場合の対応についてご教示ください。                                                                                                                                 | 配管工事が遅延した場合はそれに伴い生じた費用については合理的な範囲で市が負担します。                                                                                                   |
| 10  | 要求水準書 | 12 | 第2  | 2   | (2) |   |  | 余熱                 | 当初、既存施設解体から新施設への余熱配管は、既存の配管を利用する場合は、新施設工事中は残置し、新施設完成後に結合するという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                           | 新ごみ中間処理施設完成までの期間において、現ふれあいプラザ解体から新ふれあいプラザへの余熱配管材を既存の配管の再利用とする場合、新ふれあいプラザ工事中は残置し、新ふれあいプラザ完成後に結合してください。<br>なお、新ごみ中間処理施設完成後の余熱配管は新規配管材での配管とします。 |

# 要求水準書に関する質問

| No. | 書類名   | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目 |   |   | 項目名               | 質問                                                                                                                                          | 回答                                                                                                                  |
|-----|-------|----|-----|-----|-----|---|---|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11  | 要求水準書 | 12 | 第2  | 2   | (2) |   |   | 周辺インフラ状況／余熱       | 令和7年度中に新配管経路の工事を行う場合、供給停止日を利用して実施するよいう理解でよろしいでしょうか。<br>また、供給停止日の期間中に工事は可能という見込みでしょうか。<br>供給停止日の期間中に不可能な場合は、運営の収入をその期間は見込まないという理解でよろしいでしょうか。 | 接続部分の工事については、供給停止期間中の工事とお考え下さい。<br>配管部分の工事は施設整備期間中に行ってください。                                                         |
| 12  | 要求水準書 | 14 | 第2  | 2   | (4) |   |   | 施設整備概要／駐車場        | 台数130台程度と記載がありますが、圏央道高架下を利用した場合そちらで確保する台数を含み130台と考えてよろしいでしょうか。                                                                              | 入札説明書に対する質問への回答No. 18を御参照ください。                                                                                      |
| 13  | 要求水準書 | 14 | 第2  | 2   | (4) |   |   | 施設整備概要／駐輪場        | 駐輪場は機械式駐輪場の設置も可能と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                              | 省スペースとなるラック式を始め、様々なタイプの駐輪場が考えられますが、本施設は子どもから高齢者まで幅広い世代に利用される施設のため、自転車の出し入れ等の利用時や電動式自転車の利用で不便や危険を感じることをないよう配慮してください。 |
| 14  | 要求水準書 | 16 | 第2  | 3   | (1) |   |   | 共通事項／性能／利便性       | 送迎バスやコミュニティバスに対応と記載がありますが、バスは定員20～25人のマイクロバス程度を想定すると考えますが、よろしいでしょうか                                                                         | 事業者提案に委ねます。                                                                                                         |
| 15  | 要求水準書 | 19 | 第2  | 3   | (3) | ア | 2 | 整備内容／要求機能／流水プール等  | 流水プール、ジャグジーの仕様・規模・利用人数を現状想定でお示ください。                                                                                                         | 事業者提案に委ねます。                                                                                                         |
| 16  | 要求水準書 | 19 | 第2  | 3   | (3) | ア | 2 | 整備内容／任意機能／レジャープール | 任意機能としてレジャープールの記載がありますが、提案として要求機能で求められている流水プール・ジャグジーと一体的に整備することは可能でしょうか。                                                                    | 要求機能で求めている流水プール・ジャグジーの機能をそれぞれに有していれば、一体的に利用できるものとしての提案も可とします。                                                       |

# 要求水準書に関する質問

| No. | 書類名   | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目 |   |   | 項目名               | 質問                                                                                                                     | 回答                                                           |
|-----|-------|----|-----|-----|-----|---|---|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 17  | 要求水準書 | 19 | 第2  | 3   | (3) | ア | 2 | 整備内容／任意機能／レジャープール | 任意機能として整備するレジャープールは屋外、または半屋外として提案することは可能でしょうか。                                                                         | 屋根や壁が一部開閉する形やスライダーの一部が屋外を通る提案は可としますが、屋外は不可とします。              |
| 18  | 要求水準書 | 19 | 第2  | 3   | (3) | ア |   | 温水プール／流水プール／ジャグジー | 流水プールおよびジャグジーについて、市として求める最低限の規模や仕様をお示し下さい。また、参考にすべき施設等があればご教示下さい。                                                      | 事業者提案に委ねます。                                                  |
| 19  | 要求水準書 | 22 | 第2  | 3   | (3) | ア | 5 | 構成用途別要求事項／トイレ     | トイレの箇所に多目的トイレを設置と記載されていますが、濡れたままの利用（プールから直接利用）は考えず、あくまで階ごとに1箇所以上と考えてよろしいでしょうか。                                         | 車いす等の利用者もプールを利用します。濡れたままの利用（プールから直接利用）にも対応できるよう、適切に設置してください。 |
| 20  | 要求水準書 | 22 | 第2  | 3   | (3) | ア |   | 温水プール／採暖室         | 5 構成用途別要求事項「採暖室」では、利用状況に応じた適正な温度設定にすること。と記載されておりますが、温水プール利用者の冷えた身体を採暖を目的とする適正な温度設定という理解で宜しいでしょうか。何名程度の利用を想定されてますでしょうか。 | 前段について、温度設定は御理解のとおりです。後段について、事業者提案に委ねます。                     |
| 21  | 要求水準書 | 23 | 第2  | 3   | (3) | イ |   | 更衣室               | 更衣室や脱衣室については、プール・浴室・トレーニングルームで共有可とし、その規模や数は全て事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。                                                  | 利用者が最も利用しやすい施設構成とし、事業者の提案とします。                               |
| 22  | 要求水準書 | 24 | 第2  | 3   | (3) | ウ |   | 温浴施設              | 災害時の入浴支援施設としての利用を想定すること。と記載されていますが、現時点での利用想定をご教授下さい。（提案者として、配置計画、施設整備、維持管理や運営に反映させより良い支援施設としての提案を行う為）                  | 災害時に被災者等が浴室を利用した入浴を想定しています。                                  |

# 要求水準書に関する質問

| No. | 書類名   | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目 |   |  | 項目名        | 質問                                                                                     | 回答                                                                             |
|-----|-------|----|-----|-----|-----|---|--|------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 23  | 要求水準書 | 28 | 第2  | 3   | (3) | オ |  | 休憩室        | キッズコーナーは、休憩室の一角ではなく、他の場所に設けることも可能でしょうか。                                                | 御理解のとおりです。                                                                     |
| 24  | 要求水準書 | 28 | 第2  | 3   | (3) | カ |  | 軽食コーナー等    | 軽食コーナーは休憩室とは別に設置し、休憩室では飲食不可との理解でよろしいでしょうか。                                             | 軽食コーナーとは、飲食物を提供する空間を指し、休憩室とは別とします。飲食は休憩室や飲食コーナーで行います。                          |
| 25  | 要求水準書 | 28 | 第2  | 3   | (3) | カ |  | 軽食コーナー等    | 軽食コーナーとは飲食物を提供するのみの空間であり、飲食をするスペースは別途共有部に設けるとの理解でよろしいでしょうか。                            | 要求水準書に対する質問への回答No24を御参照ください。                                                   |
| 26  | 要求水準書 | 32 | 第2  | 3   | (4) |   |  | 駐車場        | 敷地外駐車場の30台分の利用料金も事業者の収入とすることができるのでしょうか。<br>また、敷地外駐車場を含め、駐車場の敷地使用料は無償であるとの理解でよろしいでしょうか。 | 敷地外駐車場の利用料金も事業者収入となります。敷地外駐車場の敷地使用料は不要ですが、整備に係る費用は事業者負担となります。要求水準書P32を御参照ください。 |
| 27  | 要求水準書 | 32 | 第2  | 3   | (4) |   |  | 駐車場        | 駐車場を有料とするかは事業者の判断に委ねるとのことですが、駐車場に掛かるコスト（舗装工事費や電気代等）は、有料・無償でサービス対価に含めるのか否か等、詳細をご教示ください。 | 敷地内駐車場の整備にかかるコストは有料、無料どちらの場合ものサービス対価に含めます。<br>なお、有料の場合、駐車場の維持管理費はサービス対価に含めません。 |
| 28  | 要求水準書 | 32 | 第2  | 3   | (4) |   |  | 駐車場        | 駐車場料金の設定について、上限はございますでしょうか。                                                            | 上限はありませんが、近隣の駐車場と著しく乖離のない金額としてください。                                            |
| 29  | 要求水準書 | 33 | 第2  | 3   | (5) |   |  | サイン計画の要求水準 | サイン計画において、外国人への対応として英語等の表記が必要ということでしょうか。                                               | 必ずしも英語等の表記は必要としませんが、ピクトグラム等を活用し視認性の高いものとしてください。                                |
| 30  | 要求水準書 | 40 | 第2  | 6   |     | ウ |  | 各種申請等業務    | 市が実施する開発行為（事業）と実質的に同等…とありますが、同等と認められる場合の条件をご教示ください。                                    | 市が実施する事業と同等と認められることであり、要求水準書（P41）第2、6、エを御参照ください。                               |

要求水準書に関する質問

| No. | 書類名   | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目 |   |  | 項目名           | 質問                                                                                                                  | 回答                                                       |
|-----|-------|----|-----|-----|-----|---|--|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 31  | 要求水準書 | 41 | 第2  | 6   |     | オ |  | 各種申請等業務       | 提案書作成段階における...環境事業課を通じ...直接協議は不可とありますが、質疑がある際は任意の時期に事業者ごとにメール等で問い合わせると考えてよろしいでしょうか。                                 | 入札説明書(P25)第8、1「問合せ先」にお問い合わせください。                         |
| 32  | 要求水準書 | 41 | 第2  | 7   |     | イ |  | 既存施設の解体業務／埋設物 | コンクリート製の防火水槽...解体・撤去とありますが、調査業務中や解体工事中に現状お示しいただいている資料のもの以外で地中障害物やアスベスト等が発見された場合、工期は協議とし、撤去費用は事業費と別途と考えてよろしかったでしょうか。 | 公表資料から合理的に想定できない地中障害物やアスベスト等の撤去費用は市の負担とし、工期についても協議に応じます。 |
| 33  | 要求水準書 | 41 | 第2  | 7   |     | イ |  | 既存施設の解体業務／埋設物 | 防火水槽の解体・撤去の記載がありますが、別途資料で見込まれている他に予期せぬ地中障害物・図面と異なる杭・アスベスト等が見つかった場合は撤去費用は別途追加頂けるという認識で宜しいでしょうか。                      | 要求水準書に対する質問回答No. 32を御参照ください。                             |
| 34  | 要求水準書 | 41 | 第2  | 7   |     | イ |  | 既存施設の解体業務／埋設物 | 防火水槽の解体・撤去の記載がありますが、別途資料で見込まれている他に予期せぬ地中障害物・図面と異なる杭・アスベスト等が見つかった場合、工期の延長は別途協議して頂けますでしょうか。                           | 要求水準書に対する質問回答No. 32を御参照ください。                             |
| 35  | 要求水準書 | 44 | 第2  | 10  |     | ウ |  | 備品等調達及び設置業務   | 「本事業で調達した備品については、リース方式により調達した備品を除き、市が定める様式により備品出納通知書を作成し提出すること。」と記載されておりますが、ここで指す備品の定義をお示しく下さい。                     | 厚木市物品会計規則第4条第1項に示すとおりです。                                 |

要求水準書に関する質問

| No. | 書類名   | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目        |   |  | 項目名             | 質問                                                                                                         | 回答                                                                           |
|-----|-------|----|-----|-----|------------|---|--|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 36  | 要求水準書 | 44 | 第2  | 10  |            | エ |  | 備品等調達及び設置業務     | 「事業者が実施する維持管理業務に関わる資機材については、事業者自ら調達すること。」と記載されていますが、この対象となった備品も市の所有物となるのでしょうか。<br>(また、以降の文章と対比するとそう読み取れた為) | 事業者が自ら調達する備品については事業者所有となります。                                                 |
| 37  | 要求水準書 | 47 | 第3  | 5   | (1)<br>(2) |   |  | 開館式典、内覧会等の実施業務  | (1) アの支援とはどの程度のものですか。                                                                                      | 施設の開錠や施設備品貸し出し、設備の運転等の市が施設を利用するための支援を想定しています。<br>なお、行政、議会、近隣住民を招くことを想定しています。 |
| 38  | 要求水準書 | 47 | 第3  | 5   | (1)<br>(2) |   |  | 開館式典、内覧会等の実施業務  | 開館式典、内覧会での事業者の費用負担はありますか。                                                                                  | 開館式典については、支援に係る費用は事業者にて負担してください。<br>内覧会については、事業者負担となります。                     |
| 39  | 要求水準書 | 17 | 第3  | 5   | (1)<br>(2) |   |  | 開館式典、内覧会等の実施業務  | 開館記念イベントは、市に承認は得るものの事業者提案であるとありますが、最低限、遵守すべきものはありますか。                                                      | 各種法令に従って実施してください。                                                            |
| 40  | 要求水準書 | 49 | 第4  | 1   | (7)        |   |  | 実施体制            | 統括責任者をはじめ、運営段階の各責任者の体制が示されていますが、施設整備期間においては責任者の配置等に指定はございますでしょうか。                                          | 施設整備期間中の統括責任者等の配置は要求水準としませんが、施設整備段階からそのプロセスを熟知すべきものと考えます。                    |
| 41  | 要求水準書 | 51 | 第4  | 1   | (8)        | イ |  | 市及び関係機関との調整／協議会 | 月1回の運営維持管理協議会の開催を予定されていますが、施設整備期間においては会議体の指定はございますでしょうか。                                                   | 施設整備期間の会議体指定はありませんが、要求水準に従って市と協議を行ってください。                                    |

要求水準書に関する質問

| No. | 書類名   | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目  |   |  | 項目名          | 質問                                                                                                                                     | 回答                                                               |
|-----|-------|----|-----|-----|------|---|--|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 42  | 要求水準書 | 53 | 第4  | 1   | (16) | イ |  | 保険／火災保険      | 「市は、事業者によって付保と同等の効果がある手法についての提案があった場合には、この提案を採用することにより、事業者の付保義務を免除することができる。」と記載されておりますが、貴市が想定する付保と同等の提案とは、どのようなものを想定されてますでしょうか。ご教授下さい。 | 事業の安定性を害することのないものとし、事業者提案に委ねます。                                  |
| 43  | 要求水準書 | 53 | 第4  | 1   | (16) | イ |  | 保険／火災保険      | 「火災保険」は、BTOのPFI事業において事業者が加入する必要性があるのでしょうか。貴市において他の公共施設と同様に包括契約の火災保険に加入されることになると理解しておりますが、如何でしょうか。                                      | 要求水準書に対する質問への回答No. 7を御参照ください。                                    |
| 44  | 要求水準書 | 54 | 第4  | 2   | (2)  | ウ |  | 休館日          | 「温水供給停止期間 連続して7日～14日程度」とありますが、資料-11の実績では停止期間が連続ではありませんが要求水準どおり連続7日～14日の想定で良いか？                                                         | 御理解のとおりです。                                                       |
| 45  | 要求水準書 | 58 | 第4  | 2   | (4)  |   |  | 利用料金等の設定の考え方 | 現在実施されている市内類似（スポーツセンター、荻野運動公園）施設の共通の回数券の販売や利用者からの受付を行わないという理解で宜しいでしょうか。                                                                | 御理解のとおりです。                                                       |
| 46  | 要求水準書 | 76 | 第5  | 4   | (2)  |   |  | 業務範囲の対象      | 事業者が持ち込んだ備品等も管理する必要がありますでしょうかご教示願います。                                                                                                  | 事業者が持ち込んだ備品については、什器備品等保守管理業務としての管理は不要ですが、利用者の安全等を鑑み、適切に管理してください。 |
| 47  | 要求水準書 | 78 | 第5  | 6   | (3)  |   |  | 要求水準         | ビル管理法に準拠することと記載がありますが、新施設の規模が4900㎡程度との記載により、プール面積を除いた面積が3000㎡以上(ビル管理法対象)の特定建築物となるのでしょうか。                                               | 本施設はビル管理法における特定建築物に該当しませんが、ビル管理法に準じた維持管理を実施してください。               |



# 要求水準書に関する質問

| No. | 書類名   | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目 |   |     | 項目名          | 質問                                                                                                                                 | 回答                                                                                                         |
|-----|-------|----|-----|-----|-----|---|-----|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 48  | 要求水準書 | 78 | 第5  | 6   | (3) |   |     | 要求水準         | 事業者は、次を踏まえ、業務を実施すること。また、「ビル管理法」に準じ、衛生管理者を選任し、次の業務を実施すること。<br>とあるが、厚木市ふれあいプラザは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の対象となる特定建築物に該当するという理解でよいのか？   | 要求水準書に対する質問への回答No. 47を御参照ください。                                                                             |
| 49  | 要求水準書 | 78 | 第5  | 8   | (3) | ア | (ウ) | 基本的な考え方      | 警備方法は基本的に機械警備とありますが、必要に応じて有人警備と記載されています。自主事業等に関わる警備ということでは理解していますが、その他の本事業に関わらない花火大会など市のイベントでの近隣の影響が考えられるときの警備費用は市の負担と考えて宜しいでしょうか？ | 自主事業等に関わらず、機械警備のみで要求水準を満たすことができない場合は、有人警備を行ってください。<br>事業用地外での市のイベントでの近隣の影響が考えられるときの本施設に関する警備費用は事業者負担となります。 |
| 50  | 要求水準書 | 79 | 第5  | 8   | (3) |   |     | 要求水準         | 駐車場の警備について、有人警備を基本との記載がありますが、無人でも対応可能な「ゲート式」等にすれば無人対応との考えでよろしいでしょうか。                                                               | 要求水準書(P79)第5、8(3)ア(ウ)に記載のとおり、有人警備を基本としてください。なお、有人警備は常駐を要求水準とはしません。                                         |
| 51  | 要求水準書 | 79 | 第5  | 8   | (3) | ア | (ア) | 要求水準／基本的な考え方 | 駐車場は「有人警備を基本」とありますが、警備計画提案に関わらず有人警備との解釈で良いか？                                                                                       | 要求水準書に対する質問への回答No. 50を御参照ください。                                                                             |
| 52  | 要求水準書 | 79 | 第5  | 8   | (3) | ア | (エ) | 基本的な考え方      | 要求水準書に対する質問No49を鑑み、突発的な雑踏警備など、警備業法上での計画書や勤務要領などは館長を通じて市に承認を求めるべきですか？                                                               | 不要とします。                                                                                                    |
| 53  | 要求水準書 | 80 | 第5  | 8   | (3) | イ |     | 駐車場及び駐輪場     | 当エリア内の警備についての監視は監視カメラによる監視で良いと考えますが宜しいでしょうか？                                                                                       | 要求水準書に対する質問への回答No. 50を御参照ください。                                                                             |

要求水準書に関する質問

| No. | 書類名   | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 |  |  | 項目名       | 質問                                                                                              | 回答                                                   |
|-----|-------|---|-----|-----|-----|--|--|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 54  | 要求水準書 |   |     |     |     |  |  | 土壌汚染法について | 本計画地は敷地面積3,000㎡を超えるため形質変更が伴う場合は調査・対策が必要になるかと思いますが、敷地所有者が行う履歴確認や事前調査及び対策費は別途市の負担と考えてよろしかったでしょうか。 | 御理解のとおりです。                                           |
| 55  | 要求水準書 |   |     |     |     |  |  | その他       | 運営事業者に責任を問えない事象発生による収入リスク(例:過度なサービスを要求する市民に対する長時間の対応及びその対応によるサービス低下で利用者減など)について市の考えを教示ください。     | 需要リスクについては事業者の負担とします。なお、悪質な利用者への対応については、市は事業者に協力します。 |